

平成 28 (2016) 年度東京大学大学院教育学研究科 博士課程研究遂行協力制度募集要項

1. 目的

東京大学博士課程研究遂行協力制度（以下「協力制度」という。）に基づき、教育学研究科の優秀な博士課程学生に対して学業を奨励するとともに、本研究科の学術研究の質的レベルの向上を図るため必要な学術研究業務を委嘱することとし、その委嘱する者の募集について必要な事項を定めるものとする。

2. 委嘱する学術研究業務

協力制度の目的を達成するため、公募により有益な学術研究業務に従事させる。業務を委嘱された者は、委嘱された学術研究業務を適正に遂行しなければならない。ただし、授業等に支障のない範囲で行うものとする。

3. 募集対象者

学術研究業務に応募できる者は、教育学研究科の博士課程の学生とする。ただし、休学者、国費留学生及び日本学術振興会特別研究員は対象としない。

また、申請時に休学中の者について、「4. 委嘱期間」に定める期間のうち 2 ヶ月以上在学する予定の者（復学予定者）は応募することができる。

4. 委嘱期間

平成 28 年 10 月 1 日～平成 29 年 3 月末日までの 6 ヶ月間を原則とする。

5. 申請方法

応募を希望する者は、次の①～③の書類に必要事項を記入し、学生支援チームに提出すること。

- ① 学術研究遂行協力計画書（様式 1）
- ② 学術研究に関する研究業績（様式 1-1）

※2 ページ以上となる場合は、片面印刷とし、クリップで留めること。
(ホッチキス留め不可)

- ③ 学術研究業務委嘱願（別紙様式 2）

※申請時に休学中で年度途中に復学を予定している者、もしくは年度途中に休学を予定している者は、④の書類を併せて提出すること。

- ④ 休学／復学予定申出書（別紙様式）

募集受付期間 :

平成28年6月16日（木）～平成28年7月14日（木）午後5時（厳守）

6. 選考方法

本研究科において提出された申請書等により審査し、選考する。

7. 委嘱者の決定の時期及び通知

委嘱者については、平成28年9月に決定し、学術研究業務委嘱通知書(様式 1-2)を交付する。

8. 学術研究業務単価(月額)の支給

学術研究業務単価は月額 50,000 円とする。

平成28年10月より開始し、学術研究業務実施月の翌月に支払う。

9. 学術研究業務の報告

委嘱された者は、平成29年4月7日（金）までに、学術研究業務遂行報告書（様式 2）を作成し、学生支援チームに提出すること。

10. その他

① 授業料免除やその他の奨学金、リサーチ・アシスタント(RA)、ティーチング・アシスタント(TA)又はそれに相当する経済的支援を受けていても本制度に応募する事は差し支えない。この場合は、その制度名と現在受給している金額、予定されている受給期間を申請書の該当欄に正確に記載すること。これらの状況を考慮に入れて選考を行う。なお、必要に応じて、応募者本人あるいは指導教員に詳細を問い合わせことがある。

② 中途で本制度の資格を喪失した場合又は本人の都合で委嘱された学術研究業務を中止する場合は、速やかに申し出ること。また、学術研究業務に対する進捗状況や態様に問題がある場合は、委嘱期間の途中で委嘱内容の変更又は委嘱の取り止めを行う場合がある。この場合も、学術研究業務遂行報告書(様式 2)を学生支援チームに提出すること。

③ 学術研究業務単価(月額)は、税法上「給与所得」の取扱いとなるので、職を有する者が本制度に応募する場合は、予め本務先に兼業の可否および兼業に必要な手続きを確認すること。また、委嘱決定後は、確定申告を行うなど、所定の手続きをとること。